

科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会 運営規則

平成17年2月28日 科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会決定
平成19年2月9日 一部改正
平成31年3月27日 一部改正
令和3年4月5日 一部改正

(趣旨)

第一条 科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成12年政令279号）、科学技術・学術審議会運営規則（平成13年2月16日科学技術・学術審議会決定）及び科学技術・学術審議会学術分科会運営規則（平成13年3月7日科学技術・学術審議会学術分科会決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(議事)

第二条 部会長が必要と認めるときは、委員は情報通信機器を利用して会議に出席することができる。
2 前項の規定による出席は、科学技術・学術審議会令第八条に規定する出席に含めるものとする。

(書面による議決)

第三条 部会長は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を会議を構成する委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもってそれぞれの会議の議決とすることができる。
2 前項の規定により議決を行った場合、部会長が次の会議において報告をしなければならない。

(作業部会)

第四条 部会は、学術分科会において定められた所掌事務のうち、特定の事項について調査審議を行う必要があると認める場合は、部会に作業部会を置くことができる。
2 作業部会の名称及び所掌事務は、部会長が部会に諮って定める。
3 作業部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は部会長が指名する。
4 作業部会に主査を置き、当該作業部会に属する委員等のうちから部会長の指名する者が、これに当たる。
5 作業部会の主査は、当該作業部会の事務を掌理する。

- 6 作業部会の会議は、作業部会の主査が招集する。
- 7 作業部会の主査は、作業部会の会議の議長となり、議事を整理する。
- 8 作業部会の主査に事故があるときは、当該作業部会に属する委員等のうちから作業部会の主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 9 作業部会の主査は、作業部会における調査審議の経過及び結果を部会に報告するものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、作業部会の議事の手続その他作業部会の運営に関し必要な事項は、主査が作業部会に諮って定める。

(会議の公開)

第五条 部会の会議、会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- 一 部会長の選任その他人事に係る案件
- 二 行政処分に係る案件
- 三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、または審議の円滑な実施に影響が生ずるものとして、部会において非公開とすることが適当であると認める案件

(議事録の公表)

第六条 部会長は、部会の会議の議事録を作成し、これを公開するものとする。

- 2 部会が、前条各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、部会長が部会に諮った上で、当該部分の議事録を非公開とすることができる。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。